

添付法令資料 1 :

韓国所得税法 (目次)

2023 年 12 月 31 日法律第 19933 号により一部改正 2024 年 1 月 1 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 11 条)
- 第 2 章 居住者の総合所得及び退職所得に対する納税義務
 - 第 1 節 非課税 (第 12 条及び第 13 条)
 - 第 2 節 課税標準及び税額の計算
 - 第 1 款 税額計算通則 (第 14 条及び第 15 条)
 - 第 2 款 所得の種類及び金額 (第 16 条ないし第 23 条)
 - 第 3 節 所得金額の計算
 - 第 1 款 総収入金額 (第 24 条ないし第 26 条)
 - 第 2 款 必要経費 (第 27 条ないし第 38 条)
 - 第 3 款 帰属年度及び取得価額等 (第 39 条及び第 40 条)
 - 第 4 款 所得金額計算の特例 (第 41 条ないし第 46 条の 2)
 - 第 5 款 勤労所得控除・年金所得控除及び退職所得控除 (第 47 条ないし第 49 条)
 - 第 6 款 総合所得控除 (第 50 条ないし第 54 条の 2)
 - 第 4 節 税額の計算
 - 第 1 款 税率 (第 55 条)
 - 第 2 款 税額控除 (第 56 条ないし第 61 条)
 - 第 5 節 税額計算の特例 (第 62 条ないし第 64 条の 4)
 - 第 6 節 中間予納・予定申告及び税額納付
 - 第 1 款 中間予納 (第 65 条ないし第 68 条)
 - 第 2 款 土地等売買差益予定申告及び納付 (第 69 条)
 - 第 7 節 課税標準の確定申告及び納付 (第 70 条ないし第 77 条)
 - 第 8 節 事業場現況申告及び確認 (第 78 条及び第 79 条)
 - 第 9 節 決定・更正と徴収及び還付
 - 第 1 款 課税標準の決定及び還付 (第 80 条ないし第 84 条)
 - 第 2 款 税額の徴収及び還付 (第 85 条ないし第 86 条)
 - 第 10 節 共同事業場に対する特例 (第 87 条)
- 第 2 章の 2 削除
 - 第 1 節 削除 (第 87 条の 2 及び第 87 条の 3)
 - 第 2 節 削除 (第 87 条の 4 ないし第 87 条の 6)
 - 第 3 節 削除 (第 87 条の 7)
- 第 3 章 居住者の譲渡所得に対する納税義務
 - 第 1 節 譲渡の定義 (第 88 条)
 - 第 2 節 譲渡所得に対する非課税及び減免 (第 89 条ないし第 91 条)

- 第 3 節 譲渡所得課税標準及び税額の計算（第 92 条及び第 93 条）
- 第 4 節 譲渡所得金額の計算（第 94 条ないし第 102 条）
- 第 5 節 譲渡所得基本控除（第 103 条）
- 第 6 節 譲渡所得に対する税額の計算（第 104 条ないし第 104 条の 3）
- 第 7 節 譲渡所得課税標準の予定申告及び納付（第 105 条ないし第 109 条）
- 第 8 節 譲渡所得課税標準の確定申告及び納付（第 110 条ないし第 113 条）
- 第 9 節 譲渡所得に対する決定・更正と徴収及び還付（第 114 条ないし第 118 条）
- 第 10 節 国外資産譲渡に対する譲渡所得税（第 118 条の 2 ないし第 118 条の 8）
- 第 11 節 居住者の出国時国内株式等に対する課税特例（第 118 条の 9 ないし第 118 条の 18）
- 第 4 章 非居住者の納税義務
 - 第 1 節 非居住者に対する税額計算通則（第 119 条ないし第 121 条）
 - 第 2 節 非居住者に対する総合課税（第 122 条ないし第 125 条）
 - 第 3 節 非居住者に対する分離課税（第 126 条及び第 126 条の 2）
- 第 5 章 源泉徴収
 - 第 1 節 源泉徴収
 - 第 1 款 源泉徴収義務者及び徴収・納付（第 127 条ないし第 129 条）
 - 第 2 款 利子所得又は配当所得に対する源泉徴収（第 130 条ないし第 133 条の 2）
 - 第 3 款 勤労所得に対する源泉徴収（第 134 条ないし第 143 条）
 - 第 3 款の 2 年金所得に対する源泉徴収（第 143 条の 2 ないし第 143 条の 7）
 - 第 4 款 事業所得に対する源泉徴収（第 144 条ないし第 144 条の 5）
 - 第 5 款 その他所得に対する源泉徴収（第 145 条ないし第 145 条の 3）
 - 第 6 款 退職所得に対する源泉徴収（第 146 条ないし第 148 条）
 - 第 2 節 納税組合の源泉徴収（第 149 条ないし第 153 条）
 - 第 3 節 源泉徴収の特例（第 154 条ないし第 157 条）
 - 第 4 節 削除（第 158 条及び第 159 条）
- 第 6 章 補則（第 160 条ないし第 175 条）
- 第 7 章 罰則（第 176 条及び第 177 条）
- 附則